OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	貞婦さん関連文献及び孝子貞婦顕彰運動について
Author(s)	佐野, 大介
Citation	懐徳堂センター報. 2007, 2007, p. 31-48
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24406
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『懐徳堂センター報』2007（大阪大学大学院文学研究科・文学部懐徳堂センター　二〇〇七年二月二八日発行）

貞婦さん関連文献及び孝子貞婦顕彰運動について

佐野大介

【解説部】

『龍野貞婦記録』（注一）は、中井竹山の手になる龍野の貞婦さんの評伝であり、病気の夫に仕えたさんの行状に、竹山の評が付されている。この他、さんの行状に関する記述として、中井履軒『昔の旅』（十七章から二十一章）（注二）、石原公章「播州佐江村貞婦小伝」、及び股野玉泉『天民録』（「播磨國揖西郡佐江村照圓寺弟教順女房　無高　さん　卯三十六歳」の章）がある。

このうち、『昔の旅』は履軒が竹山と共に龍野を訪れた体験を元に記した「紀行体の物語」であり、行程中に竹山・履軒をモデルとした主人公の一行がさんを訪問している。石原公章「播州佐江村貞婦小伝」は、股野玉泉編『龍野孝婦鳴盛編』に収録されたさんの評伝であり、股野玉泉『天民録』は龍野藩において藩主より褒賞を受けた孝子貞婦などの行状を列挙したものである。

この時期、懐徳堂はしばしば募金活動を伴う孝子貞婦顕彰運動を展開している。また、各藩も孝子の顕彰を活発に行なっており、龍野藩も孝子や貞婦の褒賞が盛んであった。このような状況において、懐徳堂の『子華行状』『稲垣浅之丞純孝記録』『かはしまものかたり』『孝子義兵衛記録』『龍野貞婦記録』「錫類記」、股野玉川ら龍野藩士の『天民録』『忠孝成美録』『龍野孝婦鳴盛編』などの孝義伝が撰された（注三）。

本稿は、懐徳堂の孝思想及び、江戸期における儒学者による孝子顕彰運動の研究の一環として、『龍野貞婦記録』及びさんの評伝について解説及び考察を加えたものである。なお本稿翻刻部では、『龍野貞婦記録』に『昔の旅』当該部と「播州佐江村貞婦小伝」と『天民録』当該章とを対応させて附載した。

なお、以後本稿解説部では『龍野貞婦記録』を竹山版、『昔の旅』当該部を履軒版、「播州佐江村貞婦小伝」を石原版、『天民録』当該章を玉川版と記すこととする。

一、先後関係

懐徳堂とさんとの関わり、及びさんの顕彰は、竹山と履軒とが明和八年（一七七一）に龍野を旅行した際、さんを訪問したことに端を発している。旅行の後、履軒が旅行より取材した『昔の旅』を執筆し、さらに後、竹山がさんの評伝として竹山版を執筆した。他の評伝成立も含め、さん関連の主な事件を奥書に従って並べると、以下の通りとなる。

竹山・履軒のさん訪問（明和八年（一七七一）三月十三或十四日）
中井履軒『昔の旅』（明和八年三月）
石原公章「播州佐江村貞婦小伝」（明和辛卯（八年）夏四月）
さんの褒賞（明和辛卯五月十九日）
中井竹山『龍野貞婦記録』（明和辛卯の五月晦）
股野玉泉『天民録』（寛政四年（一七九二））

竹山と履軒とがさんを訪問したのが明和八年三月十三或いは十四日。帰途に就いたのが二十四日。履軒の『昔の旅』の成立が明和八年三月であるから、奥書によれば帰阪してすぐに書き上げたこととなる。

ついで、石原版が四月に、竹山版が五月に成立する。股野玉泉『天民録』は、享保八年より天明二年の間に龍野藩より褒賞された孝子貞婦等の行状六十件以上を集めており、成立は遅れて寛政年間にかかる。

さんの褒賞は「君命ありて、さんをめし出し、しろがね三枚下し給はりぬことし辛卯五月十九日なり」（竹山版）、「明和八卯年五月十九日為褒美銀子三枚遣之」（玉川版）とあることから、明和八年五月十九日であると考えられる。

なお、杉山氏前掲稿が既に指摘していることだが、竹山版の十八節は数行に渡り見せ消ちが存在し、一度書き換えられたことが見て取られる。比較のため、改変前と改変後とを並べここに示す。改変前の取消線が見せ消ちの部分、改変後の傍線部が新たに書き加えられた部分である。

【前】すべてかゝる事は、領主より褒賞のある例なれども、ことのたびは、外にてらしてまはる事ありて、其まゝなりしを、ことの後さはりもとけ
て、そのつかさなる士大夫より、あづまの館へ申し上しとなん。ほどなく例のごとく、君命もあるべし。

【後】すべてかゝる事は、領主より褒賞のある例なれば、同じころそのつかさなる士大夫より、あづまの館へ申し上しに、ほどなく君命ありて、さんをめし出し、しろがね三枚下し給はりぬことし辛卯五月十九日なり。

また、奥書も「辛卯の卯月（引用者注…明和八年四月）」を「辛卯の五月晦」と訂正してあることから、十八節の修正に伴って奥書が訂正されたことが解る。当初、四月に記した時点ではさんはまだ褒賞を受けておらず、五月十九日の褒賞を受けて、当該部を修正したものであろう。

ここで疑問となるのは、石原版の成立時期である。十八節相当部に、「我公の御聞くに達し、あつき仰事の上褒美として、白銀三十両賜」とあり、確かにさんが褒美を受けたことが記されているのだが、奥書には「明和辛卯夏四月」とある（注四）。竹山版・玉川版載すさんの褒賞は五月十九日であるから、石原版の記述はこれと齟齬を生ずる。また、褒美の内容も「しろがね三枚」（竹山版）、「銀子三枚」（玉川版）とあるのに対して、石原版のみ「白銀三十両」としており、他の二者と異同がある。

石原版は褒賞の日附を載せないため、褒賞の日附及び内容に関して竹山版・玉川版と別の情報に基づいたものか、もしくは、竹山版同様四月時点で書き上げていたものに、さんの褒賞を受けて加筆修正し、奥書を訂正しなかったものかは未詳。

二、内容比較

次に、四者の内容について比較してみる。最も明確な相違点は夫の記名である。竹山版・履軒版・玉川版が夫を「教順」と記すのに対して、石原版のみ「琢道」と記す。或いは僧名か。

また、夫の病気の原因の記述は以下のようにある。

【竹山】かの男子うせぬ。そのなげきより、教順物くるはしくなり、晝夜さはぎのゝしる

【履軒】物のけさへそひて

【石原】はからずも最愛の男子におくれて、琢道悲哀の餘りに、鬱滞の病を發しける

【玉川】病氣に付狂氣之躰に相成

玉川版が「病気」と簡潔に述べるのに対して、竹山版と石原版とは「息子の死亡」がその原因となったことを記す。これに対して、履軒版は「物の怪さえ添いて」と記し、以降でも教順を「もののけ」と表記する。

さらに、例えば十一節は「夫が寒さを避けないさまに従い、さんは己のみ暖まることを肯んじない」という筋だが、そのディティールは各自異なっている。

【竹山】あか裸にて、走り廻り、川原にうち臥などする

【履軒】あかはだかにて、庭にたゝずめば

【石原】其儘床の上に臥ける時は

【玉川】該当記事なし

石原が屋内のことであるのに対して、懐徳堂側の記事では屋外に出ていることになっている。この後、「近所のものが見咎めてさんを諭した」と続くため、やや懐徳堂側の方が辻褄が合っているといえようか。ただ、竹山版と履軒版との間にも「川原」「庭」との齟齬が見られる。

その他、要素別に各版における有無を確認すると、①竹山版のみ載す「夫が嫉妬から暴力を振るう」（八節）、②竹山版と石原版とのみ載す「夫が碁に誘う」（九節）、③石原版のみ載す「蚊帳がないため蚊を追う」（十―十一節間）、④竹山・履軒のみ載す「さんを訪問する」（十三・十七節）・「家が狭い」（十五節）、⑤竹山・石原・玉川のみ載す「さんが褒賞を受ける」（十八節）等の違いが見られる。

四者はそのプロットをほぼ同じくするが、要素と文章との類似性は低く、直接文章を流用したような形跡は見られないとしてよい。

この様な違いを生じた原因の一つには、それぞれの文献の性質の違いがあると考えられる。履軒版は「紀行体の物語」の一部であるため、④などに独自の情報が多い。また、玉川版は龍野藩より褒賞を受けた者を集めた行状集の一項目である。なお、玉川版のみ「其上養子抔も至りて」（五節）という情報を有している。菅野則子氏は『官刻孝義録』の著作意図に関して、「孝行者」として、幕藩権力が表彰したその内容は、……ゆきつくところは「家」の維持・継承に収斂するものであったといってよいだろう」（「十七・十八世紀の「孝」について ―『官刻孝義録』にみる―」『帝京史学』第十二号、一九九七年）としているが、『天民録』の編纂にも「お

上が褒賞を授けた者」（菅野氏前掲論文）を収集するというような、為政者としての意識があったのかもしれない。

これらに対して竹山版と石原版とはさんの顕彰を目的とした、さん個人に対する評伝であるため、上記二者に比べて述べられる行状が詳しく、分量も多い。両者は形式的には類似しているといえるが、内容に異同が見られる箇所も少なくない。たとえば、竹山のみが二十節にあたる部分を有するのは、その著作目的の異同を窺わせる。著作目的として、石原版が「此婦徳永久に傳らん事をねがふものから」（十九節相当部）と記す一方、竹山版には、

いでわづかにも、その困窮を救はんとおもへど、愚が家のいとなみさへつたなくて、心に任せねば、去し此、西岡の孝子をたすけし、前蹤に隨ひ、まづ乏しき嚢をさぐりて、其餘を門人ならびに親しき人々に乞んとす。元より多きを求めんやうはなし。たゞ烏目いそぢ七そぢのほどにて、くるしからず。この巻にそへて、愚が方に送り給へかし。

とある。また奥書に「知音の御人々」とあることから、竹山版が知り合いに対して募金を募っている様子が見てとられる。ここから、竹山版は単にさんを顕彰するのみならず、募金活動の一環として、広くさんを紹介するために記されたことが解る。矢羽野氏他前掲稿に既に指摘がある通り、このやり方は明和七年に孝子義兵衛に募金した際に用いられたものと同じい。つまり、竹山が『孝子義兵衛記録』を記し、それを回覧した同志が義兵衛に據金したという前例に倣って、今度は竹山版を記して同志に回覧させ、さんへの募金を募ったわけである(注五)。また、義兵衛の際の『孝子義兵衛記録』には領主に褒賞を願い出る文書が付されており、『かはしまものかたり』には懐徳堂の募金活動の顛末が記されている。

つまり、『孝子義兵衛記録』及び竹山版はこれにより募金を集め、『かはしまものかたり』は孝子だけでなく、孝子を見いだした竹山、ひいては懐徳堂を顕彰しているのである。懐徳堂関係者の手になる孝義伝は、単に孝子貞婦の行ないを顕彰するだけではなく、同時に懐徳堂の社会的活動としての機能を併せ有したものであったといえよう。

三、さんの行状と孝行譚との類似性

竹山は貞婦（さん）の為の募金集めに際して、孝子（義兵衛）と同じ手法を用いていた。これは、竹山がこの二種の行状に本質的な違いを認めていなかったことによると考えられる。こういった竹山等評伝の著者の意識は、評伝の内容からも窺うことができる。このことを、さんの行状と著名な孝行譚との内容比較より考察する。

石原版には十節と十一節との間に「奉仕対象の蚊による被害を除く」なる要素が見える。

さるほどのまづしさなれは、夏の夜の蚊帳もなく、三伏のながきも、夫のもとに添臥て、團扇を以て蚊をはらひつゝ、あくるあしたを待あかし（傍点引用者。以下同）

これと類似する要素は、著名な孝子譚にも散見する(注六)。

冬は火を以て衾を温め、夏は扇を揮りて蚊蚋を去る。（『日記故事』孝念類「徐積号墓」）

家貧にして、榻に幃帳無し。毎夏夜、蚊の多く膚に攢まるに任し、渠の膏血の飽を恣にす。多しと雖も驅わず、其の己を去りて親を噬むを恐る。（「全相二十四孝詩選」呉猛）

奉仕対象に蚊を到らせないよう、徐積は奉仕対象を扇ぎ、また呉猛は己に蚊を集めている。こういった行為は、代表的な孝行譚のモチーフの一つであるが、さんの行動もこれらにほぼ等しい。

また、八節の「夫の暴力に対して反発しない」に関しては、

時に過有りて母之を杖つ。而して泣く。母曰く、他日未嘗て泣かず。今泣くは何ぞや。瑜対えて曰く、往日、杖を得れば嘗に痛し。母の康健なるを知る。今杖あれども痛からず。母の力衰うるを知る。是を以て泣くのみ。（『孝行録』「伯瑜泣杖」）

とあるものが類似性が高い。この精神は経書にも、

父母怒りて説ばず、而して之を撻ちて血を流すとも、敢えて疾怨せず。敬に起き孝に起く。（『礼記』内則）

などと説かれている。

さらに、十一節に見える「夫が寒さを避けないさまに従い、己のみ暖まることを肯んじない」という心情は、

朱百年は至孝なり。貧家にして困苦す。時に百年朋友の家に詣る。友之を饗す。年酔いて還らず。時に大寒なり。友衾を以て覆う。年驚き覚めて覆わるるを知るなり。即ち脱却して覆わず。友脱ぐ由を問う。年答えて曰く、阿母寒宿するなり。我何ぞ煖を得んやと。之を聞きて流涕非働するなり。（船橋本『孝子伝』「朱百年」）

というものに近いであろう。

また、二節・六節のような「再婚の勧めを拒否する」は、代表的な貞女譚のモチーフ（＝「亡夫に操を立てる」）に類するものだが、例えば『日記故事』婦道類には、

陳孝婦年十六にして嫁す。其の夫戍に行くに当たり、婦に囑して曰く、我が生死未だ知るべからず。吾還らざれば、肯て吾が母を養わんや。婦応えて曰く、諾と。夫果たして死して帰らず。姑喪に居る。姑を養うに紡織を業と為す。其の父母其の少くして子無くして寡なるを哀れみ、将に取りて之を嫁せんとす。婦曰く、夫去るの時、囑するに老母を供養するを以てす。妾の許諾す。養いて卒うる能わず、諾して信ずる能わざれば、将に何を以て世に立たん、と。自殺せんと欲す。父母懼れて敢て嫁せず。其の姑を養うこと二十八年。姑八十余にして天年を以て終う。田宅を売りて以て之を葬る。終に祭祀に奉ず。淮陽の大守以て聞き、黄金四十斤を賜い、其の家を復し、号して孝婦と曰わしむ。（『日記故事』婦道類「許諾養姑」）

という故事が見える。ここでの再婚拒否の意義が、「操を立てる」にではなく「奉仕対象を見限ることの否定」と「信義を破ることの否定」とにあることは、出典と思われる劉向『列女伝』に、陳孝婦の「不孝不信にして且つ義を無みせば、何を以て生きんや」という科白が見えることからも明らかである。このうち「奉仕対象（＝姑）を見限ることの否定」は、一種

の孝行譚のモチーフとして機能しているといってよい(注七)。さんの場合も、離婚拒否の意義は「奉仕対象(＝夫)を見限ることの否定」にあり、その意味附けは一般的な貞女譚よりここに挙げた説話のそれに近い(注八)。

以上のように、評伝に表れたさんの行状は、ほぼ歴代の孝行譚にみられるモチーフの集合といってよい。孝と貞とは共に、私的上位者に対する当為という性質を有していることから、親和性が非常に高い。当時も「婦ハ孝と貞と軽重なし」(『官刻孝義伝』凡例)とされるように、女性に対しては、往々にして孝貞の区別は重視されず、その両全が要求された。

さんが仕えた相手は夫であり、評伝に「孝」に関する記述は表れない。しかし、竹山は『かはしまものかたり』の跋で、稲垣子華(孝子)・義兵衛(孝子)・よし(孝婦)・さん(貞婦)を並べて、一括りに「美譚」と評しており、石原版が収録されている『龍野孝婦鳴盛編』は「孝婦」と銘打ちながらも、孝子・孝婦・貞婦の評伝を併せ載す。また『天民録』はさらに広く、藩に表彰された孝行・奇特者の行状を区別無く記す。さらに言えば、『孝行録』や『孝子伝』などの所謂孝行譚集においても、「孝行」と銘打っていながら孝のモチーフが表れず、貞や悌のみが表れる説話はまま見られる。ここから、それぞれの選者の意識の上で、これらの行為についての質的な差異に関しては、ほとんど考慮がなされていなかったことを窺うことができる。

四、孝子貞婦顕彰運動と儒者間ネットワークと

竹山が「我門の美譚」として挙げる子華・義兵衛・よし・さんのうち、子華(美作より播磨)は懐徳堂門人であり、竹山が『子華孝状』『稲垣浅之丞純孝記録』を記して顕彰し、股野玉川とも往来があった。

義兵衛(山城)は竹山が『孝子義兵衛記録』を、加藤竹里が『かはしまものかたり』を記し、三浦梅園『愉婉録』が義兵衛と懐徳堂との関係を紹介する。

よし(播磨)は玉川が「龍野孝婦の小伝」を記し、『昔の旅』にも登場する。

さん(丹波より播磨)は竹山が竹山版を記し、龍野藩士らが玉川版・石原版を記している(注九)。

またこれ以外に、豊後の孝女はつは三浦梅園『愉婉録』に評伝が記されると共に、中井履軒も「錫類記」としてその評伝を記し、「錫類記」は股野玉川『忠孝成美録』に採録されている(注十)。

これら孝子貞婦に関する著作群より、懐徳堂・龍野・梅園といった地域の異なる三者の間で情報がやりとりされるとともに、顕彰のための著作群が参考資料とされ、また新たに評伝が生み出されていった様子が見てとれる。さらにこれらの評伝は、龍野側は『天民録』、梅園は『愉婉録』といった自藩の評伝を集めた比較的大部の孝義伝集の一部であることが多いのに対して、懐徳堂の著作は全てある一個人に関する評伝であり、その出身地も多岐に渡る。これは、龍野藩士や梅園が、いわば自己の土地の誉れを顕彰するという意識が強いのに対して、懐徳堂の孝子貞婦顕彰が在所地域への帰属意識からなされたものではないことを示していよう。

また、孝子顕彰が各地域の儒学者間との交流の要点の一つであり、懐徳堂がこういったネットワークの中心として活動していたことも窺うことができよう。

以上、貞女さん関連文献群内部での比較および孝行譚との比較から、若

干の考察を行なった。その結果、一部成立時期について疑問のあること、内容の出入がその書物の性質に基づくこと、典型的孝行譚と類似性が高いこと、当時儒者間に情報交換関係が存在したことなどが明らかとなった。

孝子及び貞婦の顕彰は、懐徳堂のみが独自に行なっていたものではなく、当時各地域の儒学者共通の主要な関心事であった。本稿で取り上げた他にも、この当時我邦各地で撰された所謂孝義伝は枚挙に暇ない(注十一)。

その後、寛政元年(一七八九)に幕府が各藩に対して「孝行または奇特なるもの褒賞もありし」者のリスト及び行状の提出を命じ、それらを整理して、享和元年(一八〇一)に『官刻孝義録』が成立する。以後も各地で孝義伝の撰書が続くが、懐徳堂を中心とした孝子貞婦顕彰運動は、こういった社会の動きの一つの魁といえるであろう。

注

(一)底本として用いた直筆本(大阪大学附属図書館懐徳堂文庫蔵)は、外題に「龍野貞婦記録」とあり、内題に「貞婦さんの記録」とある。本稿では外題を用いて表記する。なお、杉山一也氏「懐徳堂文庫資料解題(14)」(湯浅邦弘氏編『懐徳堂文庫の研究2005』共同研究報告書、大阪大学大学院文学研究科、平成十七年)に書誌情報及び解説を載す。

(二)『昔の旅』の底本として用いた矢羽野隆男氏他「中井履軒『昔の旅』翻刻訳注および解説」(『懐徳堂センター報』二〇〇五、平成十七年)の分章による。また、当該論文の「解説」は、『昔の旅』と懐徳堂及び龍野藩の孝子顕彰との関係についても詳しい。

(三)『忠孝成美録』は、股野玉川編著の孝行譚集。中井履軒「錫類記」、高山彦九郎「上州三堀孝子伝」の他、「江戸麻布大工三次郎行状」、「大和孝子庄右兵衛門行状」、「内海養珉観鴉有感説」の五篇を収む。

(四)以下、貞婦さん関連文献の一部箇所を示す際には、本稿翻刻部の分節を用いる。

(五)孝子義兵衛については、宮川康子氏「懐徳堂思想と民衆」(『日本思想史学』二十四号、平成三年)及び「心学と懐徳堂 ―二つの『かわしまものがたり』―」(『自由学問都市大坂』講談社、平成十四年、第五章)・拙著「孝子義兵衛関連文献と懐徳堂との間 附翻刻」(『懐徳堂センター報』二〇〇五、平成十七年)を参照されたい。

(六)『二十四孝』をはじめとする孝行譚集収録の説話は、大抵原典を有し、類話が各書に見られるものも多いが、本稿ではその性格を重視し、所謂「孝行譚集」「孝義譚集」より引用する。

(七)万暦刊繍像本覆刻本の附す割り註は、「婦道類」に対して「婦姑に事うるの道、其の孝敬を尽くす者なり。衰微患難恒に其の心を一にす」とし、また、劉向『列女伝』の頌には「孝婦陳に処り、夫死して子無し。母将にこれを嫁せんとす。終に母に聴かず。専心姑を養い、一たび醮して改めず。聖王これを嘉し、号して孝婦と曰わしむ」とある。陳孝婦の行為は「孝」と「信(義)」との両当為の遵守の意味を持ち、本来は「信(義)」がテーマと考えられるが、この説話の受容に際しては、孝行譚としての性質が強調されていたといえる。

(八)石原版と同じく『龍野孝婦鳴盛編』に収録される孝婦よしの評伝「龍野孝婦の小伝」(股野玉川著)にも、貞婦さんと同様の「夫の死後、実家よりの再婚の勧めを拒否し舅姑を養う」というモチーフが見える。

(九)さんの出身地に関しては例えば石原版に「貞婦宮崎氏は、丹波国綾部侯の家臣宮崎某の娘なり」などとあるため、綾部藩(丹波)出身と

解る。履軒版に「かの国司につかへたるあり。九鬼氏なり」（同）とあるのは、綾部藩主九鬼氏がモデルと考えられる。『昔の旅』は自身の龍野旅行に取材して〈昔の公家の世界〉を描いた一種のフィクションであるため、藩主を「国司」と改変したのであろう。また、「かの親元は九鬼河内侯の臣」（石原版十八節相当部）の「河内侯」とは、九鬼氏から数名河内守が出ていることを指すと考えられる。なお、『愉婉録』載すはつの元主人「郡監綾部妥胤（華名文右衛門）」は杵築藩郡奉行であり、綾部藩とは無関係。

（十）はつについては、拙著「中井履軒「錫類記」及び孝女はつ関連文献について」（『懐徳堂センター報』二〇〇六、平成十八年）を参照されたい。なお、高尾義典「八木氏が妻其父に孝行の事」（『龍野孝婦鳴盛編』）載す龍野藩のはつとは別人。

（十一）『孝子説話集の研究　近世篇』（徳田進著、井上書房、昭和三八年）載す「近世編研究資料目録　孝子実伝の部」には百二十八篇の孝子実伝が挙げられている。

【翻刻部】

凡例

・本稿は、中井竹山『龍野貞婦記録（貞婦さんの記録）』に、中井履軒『昔の旅』該当部、石原公章「播州佐江村貞婦小伝」、及び股野玉泉『天民録』（「播磨国揖西郡佐江村照圓寺弟教順女房　無高　さん　卯三十六歳」の章）を附載したものである。

・『龍野貞婦記録』の底本として大阪大学附属図書館懐徳堂文庫蔵手稿本、「播州佐江村貞婦小傳」の底本として、『龍野孝婦鳴盛編』（幽蘭堂蔵版、明和九年正月、京都書林林権兵衛播州龍野本屋佐吉刊）、『天民録』の底本として、たつの歴史資料館蔵手稿本を用いた。『昔の旅』については、矢羽野隆雄氏他「中井履軒『昔の旅』翻刻訳注　および解説」（『懐徳堂センター報』二〇〇五、平成十七年）を用いた。

・『龍野貞婦記録』については『懐徳堂五種』（『懐徳堂遺書』第十五冊、西村時彦編、松村文海堂、明治四十四年）所収の翻刻、「播州佐江村貞婦小伝」については『日本教育文庫　―孝義篇下―』（黒川真道編、日本図書センター、昭和五十二年）所収の飜刻も参照した。

・『龍野貞婦記録』『昔の旅』「播州佐江村貞婦小伝」『天民録』共に分段されていないが、内容より『龍野貞婦記録』をいくつかの節に分かち、その下段に『昔の旅』「播州佐江村貞婦小伝」『天民録』の内容が対応する箇所を附した。

・『龍野貞婦記録』の内容に対応させるため、他書は一部話の順序を入れ替え、「播州佐江村貞婦小伝」は、十四節に続く部分を六節の位置に、また『天民録』は、七節に続く部分を五節の位置に配当してある。

・翻刻に当っては底本の文字にできる限り沿うよう留意したが、俗字・或字など印刷の都合上改めた箇所もある。

・『龍野貞婦記録』『天民録』については一部静音を濁音に改めた。

・『龍野貞婦記録』「播州佐江村貞婦小伝」の句読点には句点と読点とに

区別がないが、翻刻では区別した。『天民録』はもと点がないが、句読点を附した。「播州佐江村貞婦小伝」のルビは原刻に従ったもの。

・会話部には「」を附した。一部に付されている割り註は（）内に記した。

・「播州佐江村貞婦小伝」は「綾部侯」「公」が抬頭されているため、翻刻もそれに倣った。

	龍野貞婦記録	昔の旅	播州佐江村貞婦小伝	天民録
題	貞婦さんの記録		播州佐江村貞婦小傳	播磨國揖西郡佐江村照圓寺弟教順女房 無高 さん 卯三十六歳
序	貞婦さんは、播州龍野脇坂侯の領内、佐江村の照圓寺といふ一向宗の僧の弟、教順といへるが妻なり、初め教順、丹波の福知山なる、同宗の妙覺寺といふに、養子となり、	おなじ処に、照円寺といふ住持の僧の弟に、教順が妻なむ、世にためしすくなきまめ人にぞありける。教順がわかき時、たにはにいきてすみける、その	それ衣食足て礼節を知、倉廩充て榮辱を知る。しかるに日を并て食し、衣をかえてきるのやつ〳〵しきにありて、志行不曲、よく其道をつくすは、皆人の荷擔する所なり。況や婦人女子の身として、心さしの至て深きものにあらずんは、何ぞ其操をとげんや。	右さん儀、夫教順に至く貞節に仕へ候由、教順最初丹州福智山
	貞婦さんは、播州龍野脇坂侯の領内、佐江村の照圓寺といふ一向宗の僧の弟、教順といへるが妻なり、初め教順、丹波の福知山なる、同宗の妙覺寺といふに、養子となり、	おなじ処に、照円寺といふ住持の僧の弟に、教順が妻なむ、世にためしすくなきまめ人にぞありける。教順がわかき時、たにはにいきてすみける、その	本藩佐江村の貞婦宮崎氏は、（その名さんといふ）丹波國 綾部侯の家臣宮崎某の娘なり。その夫琢道は、佐江村照圓寺の弟なり。先年琢道丹波福知	右さん儀、夫教順に至く貞節に仕へ候由、教順最初丹州福智山

1

そこにて同國綾部よりむかへとりたるとなり。一人の男子を得てのち、教順養父と熟せさる事ありて、龍野にかへる。

その時さんの親、龍野ははるけきさかゐなれば、心元ながりて、「縁をたちて、こゝにとゞまれかし」とあるに、さんこたへて、「夫より離別せらるゝにもあらねば、いづくまでも隨ふこそ、道なるべけれ」とて、やがてつきて下りぬ。

2

時ゐたる妻なり。さいはひなく、さすがてつきて下りぬ。

いとまどしかりければ、はらからなどは、「いざ帰りね。外によすがもとめてよ」といふを、聞もいれず。

其はじめ丹波を立去候時琢道貞婦にむかひて、我此所を立去間其方は親本へかへすべしと申す。貞婦答て「一度夫婦の義をなして、又親もとへ歸べきにあらす。いづかたへ參り、いかなるうきめにあふとも、くるしからねは、いづれへなりとも、從ゆくべし」との事ゆへ、おなじく伴行しとなり。

山明覺寺の後住となり、宮崎氏を娶て妻とし、一男をまふく。其後故ありて明覺寺を立去り、大坂天滿邊の御堂衆となりしとぞ。

3

さて教順は、大坂興正寺の御堂といふに、役僧となりて登るに、又從ふ。五とせばかりして、かの男子うせぬ。そのなげきより、教順物くるはしくなり、晝夜さはぎのゝしるゆへ、又ともなひて、龍野にかへりぬ。教順が病は、起伏あれども、おこるは常にて、さむるはまれなり。其後二人の女子あり。今年姉は八歳、妹は五歳にて、さんはゆうらみたるけしきなし。

三とせばかんありて、この教順、物のけさへそひて、にはかにつれて、ふる郷にくだりぬ。いとくおどろしきものゝけにて、よりそふ人もなきを、このめなん、よるひるはなれず。さるは、うちのゝしり、あるはふみさいなみて、しぬべくあることたびくなるを、つ

斯て大坂の天滿に在けるうち、はからずも最愛の男子におくれて、琢道悲哀の餘りに、鬱滯の病を發しけるゆへ、寺務叶で、佐江村へ歸り、本房の側にすこしの庵を結て住ぬ。其後女子二人をまふけて、四人の家内にて過けるが、そのふしは病氣も快く、子共の手習など教て、世わたるたつきとしけるが、いくほどなく病氣再發し、物狂しくなりけ

に養子に參居候内、右さん儀、同州綾部より呼迎一所になり居候處、教順不縁にして立退候故、さん事も是非なく親里に帰候得共、一旦夫婦になり候事に候得とて、父母に願にて夫之跡を慕ひ參り、猶亦一所に亭し居候、折柄教順儀、病氣に付狂氣之躰に相成、佐江村にて照圓寺之厄介に相成居年月を送り候得共、

三十六才なり。

4

さてかの兄の僧は、いかなる故にや、教順やみてかへりしより、寺のほとりに、かたばかりのあばらやむすびて、移しおき、教順のみの食物をとゝのへて、毎日三度づつ、はこびあたへ、妻子は咽を潤すべきたよりなし。

兄の僧は、心づよきものにて、さしもおもひたらず、寺のかたへに、かたつむりの屋のやうなる庵をつくりて、もの丶けひとりがくひものを、日ごとにおくる。妻とふたりの子とは、たれかはしらん。

本房よりもたすけみつぎけれど、本より事多けれは妻子までは手もおよび得す、さればとて定たる家産なけれは、食餌衣類のいとなみ、何をそれとなさんかたもなし、

るゆへ、そのわざもやみぬ。

5

されどさんは、少しも怨るけしきなく、布を織、紡績のわざをとり、人のために、縫もの洗ひものなどして、わづかの烟をたて、所の者もあはれみて、米麥薪炭など、少しづゝもおくりて、饑寒をたすく。

さるは、糸をくり、布をおりなどして、すぐしける。くひものなどは、さらに人のくふべきものにもあらず、それだになき日もありとなん。

しかるに此貞婦紡績などをわざとして、日々の調度をいとなみ、又は琢道好の品をも辨しりて困窮之事にとなん。琢道乱心の事なれは、無理なる事多く、尤つかへがたき事もありて、うみつむぎもならず、むなしく日をついやすのみにて、やゝもすれは、朝夕のものしも調得ず、やう〳〵琢道と子供へあたへ、其身は食せずして、日をわたりし事も度々也。されども恨かなしむ色目もなく、人につたなくこびもとむる事もなし。

其上養子抔も至候得ば、漸〃賃仕事等相稼、夫を以教順給物等心を付事へ候趣、【此の一文、本来は七節の後に続く】

或は「いつまでかくてあるべきならねば、病人子供は、寺にも托し、身は故郷へかへりてもあれかし」など、とり〳〵勧るに、「夫の常さまなる時だにも、いづくまでもきだに、『帰らじ』とちかひてしを、いまは命をかぎり」とてぞ、やみける。

はらからは、いやましに「かへれ」とせむるを、「かくおどろ〳〵しきものゝけを、たれかはうしろみ聞えん。さなまは命をかぎり」とてぞ、やみける。

此貞婦齢もいまだ三十余りにて、みめかたちいやしからず侍れは、「末しらぬ浮身におはすれば古郷へも帰り、行末の事をはかり給へ」といさむるもあり、或は「斯てあらんよりはこなたへ来り給へよびむかへ参らせ

誠に行末にたのみもこれなく、殊に老之身にも無之儀故、親元に帰候様、毎〃

6

かゝる病をうけて、親族にさへ厭はるゝを、いかで見すてゝかへるべき。飢死せんは力なし。その日まで、心一つに介抱せんより、外はなし」とて、つゐにうけ引色なし。

さてその夫に事るさま、かく貧窮の中にても、礼義を正し、少しも病なき人に事るごとく、さま〴〵筋なき事を、申かくるにも、謹みてうけこたへ、一言もあなどり輕しむる事なし。

7

容儀も中人よりは、まさりたる方にて、教順又病によりて、嫉妬ふかく、横ざまにいかりのゝしり、打たゝき、あるひは髪をとらへて、地に曳など、いくたびといふ事なきに、聊も荒き言を出さず、怒れる色もなく、詳かにいひなだめて、その疑をとく。

かくして介抱にいとまも費ゆれば、なりわひいよ〳〵わびしく、三日も食をたつ事、しば〳〵なり。教順はそれをしるべくもあ

8

ん」と、招のぞむもあれと、貞婦いさゝか心をかへず、答て申やう「人々の志はかたじけなく侍れと、斯常ならぬ主に候へは、わらは見捨なは誰の人そみつぎまいらせんや。始より一生を契しに、今さら立去ん事、本意に非」とかたく誓て、猶々深切を盡しける。【此の一文、本来は十四節の後に続く】

ある時その食事の調ざりし事ありて、庭に出て如何せんとあんじ煩しに、琢道はそれをもしらず、貞婦を呼碁を圍んまゝ、「其方相人

申を、其外よりも彼是勧候ものも候へ共、夫之行末を見届候とて、猶更怠りなく深切に致介抱、殊に病氣柄にて常に訳もなき躰も候得共、礼義を正して少も廉署之取扱無之、貞節を尽し、

らず、飢つかれたるを呼かけて、いざ碁をうたんなどせむるに、心よく相手になりて、つゐにいなむ事なし。

9

になり候へ」とありしに、貞婦の曰「わらはゝ碁の事をしらねはゆるし給へ。御身ひとり黒白の石をならべ、御つれ〴〵をなぐさめ給へかし」と、いさゝかふつくむ氣色もなく、斯答けるそのさまいはんかたなく殊勝にして、是を見聞の人々感じあへるとなん。

「かほどまで、餘り柔順なるは、やゝ愚しき方もまじりやせん」と、いひくだす人もあるらめど、かゝるむつかしき病をたすけ、かゝるくるしき世をわたるは、才智もありて、飽まで義烈なる本性ならでは、よくせんや。降つむ雪に、たをれふしても、一葉をかへぬ、竹のみさほなるべしや。（翻刻者注…「かへぬ」は「かえぬ」の「え」の横に「へ」と書き加えてある）

10

その雪霜の寒き夜、教順たび〳〵あか裸にて、走り廻り、川原にうち臥などするに、さんも必ずおき出、わざと肌をあらはして、

冬のさむき夜しも、物のけは、あかはだかにて、庭にたゝずめば、妻もおなじごと、衣ぬぎて立そひゐるを、里人

さるほどのまづしさなれは、夏の夜の蚊帳もなく、三伏のながきも、夫のもとに添臥て、團扇を以て蚊をはらひつゝ、あくるあしたを待あかし、

又寒風はげしき冬の夜も、乱心の事なれは、煩熱になやみて衾とりすて、其儘床の上に臥ける時は、貞婦もおなじく衾を捨諸共にゆ

11

したがひありき、いろ〳〵にすかして、つれかへる。そのさまを、所の者見て、「かゝる病者は、さる冴寒にも障らぬもの也。常人にて、しばしも同じさまにあらんは、忽ち邪氣を受べし」など云て、留むれば、さんこたへて、「さればさ思はぬにはあらねど、見給へこの寒き夜に、いかに病者なればとて、夫たる人の、身にひとへも掛ずして、まどひありかんに、何とてあたゝかにさしこめ、綿を身にまとひて居らるべき。このごとくして、心の安ければ、寒さもさほどには覚えず」といふに、聞人涙おとさぬはなし。

見とがめて、いさめける。「ものゝけはかねちつよきものにて、さむさをだにしらぬなれば、いかゞはせん。たゞの人の、なでうさるわざあらん。いたづきのいるべく、いとおろかなるわざなり」といふに、「それをしらぬにしもあらねど、おつとのさむき庭にゐ給へるを、ひとり内にゐてあたゝかにあらんは、わが心とてゐるせず」とこたへける。その心もちひ、皆みなかうやうなる。

かの上に臥ける爲躰を、心安あたりの人是を見聞て、貞婦に申けるは、「主人は病の御事なれは斯もありなん。御身おなじくあらはに臥給ふべきにあらず」と有けれは、「いやとよあるじの人さへ衾をもめされぬに、わらはひとりあたゝかに寐るへきにあらず」とぞ、答ける。或は琢道庵のあなたの河原に出て臥などして、歸らぬ事あれは跡よりしたひ行、いろ〳〵として倡帰らんとすれど、きゝしたがはねは、おなじく時を移しける。

12

げにや心の誠より、肌膚もおのづから實するにや、つゐに寒氣に侵されたる事もなしとかや。忠信をもて、淵をわたりし、たぐひならまし。

かく千辛万苦なしける、貞節のほど語も中〳〵愚也。心なきそのわたりの人々も、見るに聞に感じあへりて、其里の風俗何となく善に移しと聞へし。

13

予はさきに、この事のはし〳〵傳へ聞。ちかきころ、予が弟とともに、龍野に下り、猶また委しくもと末をたづね得て、かの村へも訪はんとするに、龍野の士大夫の親戚なるもの、四五人、我もさ思ひしに、いざ

「げにめづらかなるまめ人かな、女のためしにしつべきこと」ゝて、博士また例の人々引つれていきたり。

伴はんとて、その妻その娘など、具してゆく。

わづかの物など、心々におくりて、對面す。病者は士人を恐るゝよしにて、にげかくれたるを幸にて、しばし打かたらひて、問慰めぬ。さて貞婦の、何のたのみもなき身に、かひ〳〵しくものするありさま、聞しよりも猶まさりておぼゆ。

さすがにも心ある人々は、力を合て品々みつぎおくりける。

かのいほりは、軒端かたぶき、疊もなく、藁席さへ、やぶれくちたり。寒暑風雨を、いかにして防ぐらんと、見る目さへいたましく、數日の飢を忍びて、病者をもてあつかふ朝夕、おもひやらる。

かのかたつむりの屋を見いれたるに、しきごもさへ、ひとへむしろをしきたり。

人はあらず、こゝかしこたづぬるに、小河におりて菜をあらふ女あり。髪も衣も、かたいめのやうなれど、つらつきのきよらにあでやかなる。「かれにこそ」と、よりて問に、そなりけり。「やゝ」とよびとりて、庵に帰り、あるやうをとひきくに、ほと〳〵のどやかにうちかたらふに、みな人涙おとして、おくりものとり出るほど、ものゝけ帰

予はかの故郷の綾部には、縁者のしるべある故、その事などかたり出れば、其人は親元と同家中にて、睦じき中なりとなん。よりて「これまで、文の便り乏しくば、今よりいく度も取次てん」といふに、よろこびながら、「今までも、年に二三度のたよりあれど、たゞ無事を告るのみ也。わがかゝるさま、故郷へ必もらさせ給ふな」といふ。遠き所にて、心くるしく思はんを、はゞかるなるべし。これにつきても、その貧苦をもなげかず、人に求めのなきをしるべし。

すべてかゝる事は、領主より褒賞のある例なれば、同じころそのつかさなる士大夫よりきにける。人おそれするものゝけなりと聞て、あいなくて帰りぬ。

かの物がたりのついで、「丹波国は、境をへだてゝ、文のたよりも、ひとゝせにふたゝびはせず」となげきけるを、「源生のいとこに、かの国司につかへたるあり。九鬼氏なり。しれりや」といふに、「まことさるおんなからひにや。その父の君は、おのれが父と、心しれる友になん。子なるは、はらからが文よむ友にて、日ごとによりむつび給ひし。今は父の君はなくなり給ひしにこそ」とて、涙ぐみたり。「さるは、そが方に文のたよりは、常にもあれば、いで致書郵せん。わがかたに文こせよ」といひければ、よろこぼひて、後にぞ文かきておこせたる。「こたみはいかなれば、かくばかり、孝あるもの、まめなるものに、数おほくあひみたることや」と、はかせのよろこぼひ給ひたる、ことはりなるや。

斯(かく)して年月をふるまゝに、積善(しやくせん)の余慶(よけい)やかたじけなくも、我

村内言不及申、近村までも人〃

り、あづまの館へ申し上しに、ほどなく君命ありて、さんをめし出ししろがね三枚下し給はりぬことし辛卯五月十九日なり。かの親元は、九鬼河内侯の臣にて、いやしからぬ人なり。姓名はわざともらしつ。

18

右の貞婦の事、感ずるにも餘りあり。すべて世の人の、妻女の鏡となるのみならず、臣たり、子たり、弟たる人の、やゝむつかしき主人父兄を、もてるたぐひも、これを傳へ聞ては、みづからはげむに、便りあるべし。

19

さればいたづらに、賞美のみしてやまんは、口おし。いでわづかにも、その困窮を救はんとおもへど、愚が家のいとなみさへつたなくて、心に任せねば、去し此、西岡の孝子をたすけし、前蹤に隨ひ、まづ乏しき嚢をさぐりて、其餘を門人ならびに親しき人々に乞んとす。元より多きを求めんやうはなし。たゞ烏目いそぢ七そぢのほどにて、くるしからず。この巻にそへて、愚が方に

公の御聞に達し、あつき仰事の上褒美として、白銀三十両賜しまゝ、其名いよ〳〵さかんに照かゝやき、遠きかたへも傳聞へて、人々の鑑となり、孝子貞婦は、ます〳〵力を盡し、不孝不貞の族も愧おそれて、面を革善道にむかひぬる事たふとくも有がたき事ならすや。

感賞致候由村役人共訴出に付相紀候上、明和八卯年五月十九日為褒美銀子三枚遣之

猶きくに此婦徳永久に傳らん事をねがふものから、つたなき筆を忘れて、其大略を記侍る。さりながら、貞婦名をうり利をつる心あらねは、中葬の朝夕心を用ひしまことは、知人もなし。此傳を見ん人々心を以てむかへさつし、そのふかき誠心を尋玉はん事、是を其階梯と成し侍る事しかり。

送り給へかし。遠き境といひ、あづかり給はぬ事にはあれど、愚が志をたすけ、枉てゆるし給へかしとねがふ。仍ておもふに、このころ何事をいひ出しけん、勢廟へ參詣するとて、老若男女、崩るゝごとく走りまどふを、この難波津は、人の心頼母しき方にあるにや。その驛路の難を救はんとて先を争ひ、米をあつめ、錢をあわせ、大路に立わたり、いづくの誰ともしらぬ人に、そこばくの物をなげあたゆるなど、目ざましきわざなりや。この貞婦への施しは、かの万分の一にもたらねど、たしかに名ざす所ありて、一人の善をたすけ、教化の益ともなる事なれば、その功は切なる方にもあらんか。それはともあれ、かれは神慮に叶ふを主とするといはゞ、これは天心に叶ふべし。神慮天心、あに二つあらんや。

辛卯の五月晦

中井積善拜上

知音の御人々

明和辛卯夏四月

石原公章謹撰

奥書

（台湾・明道管理学院助理教授）